

## 改正法第12回認定自治体

・改正法第12回で認定した自治体(12市町村)は以下のとおり。<12計画、12市町村(9道県)>

北海道3(3)	喜茂別町、訓子府町、湧別町
千葉県1(1)	睦沢町
新潟県2(2)	加茂市、出雲崎町
長野県1(1)	野沢温泉村
静岡県1(1)	西伊豆町
岐阜県1(1)	八百津町
香川県1(1)	小豆島町
高知県1(1)	室戸市
大分県1(1)	姫島村

\* 上記に加えて計画変更認定申請が342件。

\* 都道府県の後ろの数字は、計画数(市区町村数)となっている。

\* 令和5年12月25日時点における認定件数は1,332計画(47都道府県1,491市区町村)

\* 宮城県、栃木県、埼玉県、石川県、福井県、山梨県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、広島県、山口県、愛媛県、福岡県についてはすべての市町村で認定。